

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、建物附属設備、車輛運搬具、機械及び装置、器具及び備品一定額法
- ・リース資産—該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度運営規定による（職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している）
- ・賞与引当金 —該当なし

3. 重要な会計方針の変更

平成26年度から社会福祉法人新会計基準に基づく

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

(3) 社会福祉事業事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域福祉推進事業拠点（社会福祉事業）

「法人運営事業」、「広報啓発事業」、「ボランティアセンター事業」、「総合生活支援事業」

「一般募金配分事業」、「歳末助け合い配分事業」

「県受託事業」、「給食サービス事業」、「在宅支援事業」

イ 指定管理事業拠点区分（社会福祉事業）

「施設運営管理事業（邑楽町福祉センター寿荘）」、「介護予防事業（邑楽町福祉センター寿荘）」

「施設運営管理事業（邑楽町地域活動支援センター）」

ウ 介護サービス事業拠点区分（社会福祉事業）

「居宅介護支援事業」、「訪問介護事業」、「訪問入浴事業」、「通所介護事業」、「居宅介護事業（障がい福祉事業）」

エ 高齢者活力センター拠点区分（公益事業）

「高齢者活力センター」

オ 生活困窮者自立相談支援事業拠点区分（公益事業）

「生活困窮者自立相談支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	540,910	540,907	3
建物附属設備	5,381,984	4,064,635	1,317,349
機械及び装置	5,575,000	5,574,996	4
車輛運搬具	34,779,565	34,060,432	719,133
器具及び備品	6,613,850	5,809,926	803,924
合計	52,891,309	50,050,896	2,840,413

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	35,277,075	0	35,277,075
未収金	25,401,170	0	25,401,170
合計	60,678,245	0	60,678,245

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし